

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第9回）議事次第

平成13年7月26日（木）10:00～12:00
於 全国都市会館 第1会議室

1. 開 会

2. 委員出席状況報告

3. 議 事

女性と年金に関する諸外国の年金制度について。

4. 閉 会

先進諸国の公的年金制度

国名	公的年金の体系	対象者 (◎強制△任意×非加入)	保険料率	平均給付額
アメリカ	↑年金額 所得比例 → 現役時の所得	◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年400ドル/45,560円以上の収入のある者) ×無職	12.4% (労使折半)	[1998年] 単身: 780ドル (88,850円/106,860円) 夫婦: 1,170ドル (133,270円/160,290円)
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者 (週に72ポンド (13,270円) 以上の収入のある者) (それ以下の所得者は△) ◎自営業者 (年3,955ポンド (729,030円) 以上の収入のある者) (それ以下の所得者は△) △無職	22.2% (本人10.0%、事業主12.2%) (自営業者は週あたり2,0ポンド (約370円)の定額と年4,535ポンド (約835,940円) 超の所得の7.0%)	[1996年] 基礎年金 単身: 286ポンド (52,710円/58,920円) 夫婦: 457ポンド (84,220円/94,140円) 付加年金 全受給者: 84ポンド (15,480円/17,300円)
ドイツ	所得比例	◎被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月620マルク (38,470円) 以下の収入入者は△) △自営業者 (業種によっては◎)、無職	19.3% (労使折半)	[1997年] 労働者年金・職員年金・鉱山労働者年金の平均全受給者: 1,270マルク (78,800円/112,270円) 労働者年金全受給者: 1,055マルク (65,460円/93,260円) 職員年金全受給者: 1,491マルク (92,520円/131,800円)
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	16.45% (本人6.65%、事業主9.8%)	[1993年] 一般制度 全受給者: 2,977万円 (55,080円/74,130円)
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 〔いずれも年間8,952加ネ (123,450円) 以上の所得を有する者〕 ×無職	17.21% (本人7.0%、事業主10.21%) ※老齢年金のみの料率。なお、将来的には労使折半で18.5%となる予定	[1995年] (旧制度) 基礎年金 単身: 2,799加ネ (38,600円) 夫婦: 4,577加ネ (63,120円) 付加年金 全受給者: 5,225加ネ (72,050円)

(注) 1. 平均年金額については、国によって最低加入期間に差があるため、単純に多寡を比較できない。
 (アメリカ10年、イギリス 男子11年、女子9.75年、ドイツ5年、フランス1四半期、スウェーデン (旧制度) 3年)
 2. 円換算レートについては、IMFによる1999年平均レート (左側) 及び経産省の調査による1999年購買力平価 (右側) を使用

女性と年金に関する諸外国の年金制度について

I アメリカ（2000年）

- 加入対象：収入を有する者（自営業者の場合は年400ドル [45,560円] 以上の収入のある者）が強制加入
無収入の者は加入できない
- 保険料：報酬比例、被用者（労使折半）自営業者ともに12.4%
- 年金給付：報酬比例（スライド後の平均月収に対して、最初の531ドル [60,490円] までは90%、531～3,202ドル [364,740円] は32%、それ以上は15%を乗じ、合計する）
- 年数要件：加入期間10年以上

【パート労働者に対する適用】

収入を有する者については、雇用形態の如何を問わず適用。（年金額算定の根拠となる保険料記録は、年780ドル [88,850円] 以上の収入について行われる。）

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

○配偶者年金

老齢年金又は障害年金の受給資格を有する被保険者の65歳以上の配偶者（62歳まで繰上げ可能）に対しては、被保険者に給付される年金額の50%が配偶者年金として給付

- ・ 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額（自身の老齢年金、障害年金の額が配偶者給付を上回る場合には、配偶者年金は受給できない）。
- ・ 被保険者が死亡した時点で寡婦（夫）年金に切替え（被保険者に給付されていた額の100%）。
- ・ 10年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても配偶者年金が給付。

【遺族年金制度】

《子を養育する配偶者に対する年金》

○養育者年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対して被保険者の年金額の75%が養育者年金として給付

※同額の給付が遺児年金として子に対しても給付

- ・ 受給者が65歳未満で、年間10,080ドル[1,148,210円]を超える他の収入がある場合、超過額の半分を給付額から減額。
- ・ 1 被保険者の保険料記録による受給額の合計額に上限（家族全体で被保険者の老齢年金の175%程度）が設定されており、家族の受給額の総額がこの上限額を超えた場合には減額される。
- ・ 配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、配偶者給付と同様。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、60歳以上又は50歳以上で障害のある再婚していない配偶者に対して、被保険者の年金額の100%が寡婦（夫）年金として給付

- ・ 寡婦（夫）年金の受給権を得た後に再婚しても給付。
- ・ 所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、配偶者年金と同様。

【育児期間についての取扱い】

特に措置はとられていない。

II イギリス (2001 年)

- 加入対象：一定額（被用者週 72 ポンド [13,270 円]、自営業者年 3,955 ポンド [729,030 円]）以上の所得のある 16 歳以上の者が強制加入
所得がこれに満たない者は任意加入可
- 保険料：被用者—報酬比例（被用者 10.0%、事業主 12.2%）
自営業者—一定額（週 2 ポンド [370 円]）＋年 4,535 ポンド [835,940 円] を超える所得の 7.0%
- 年金給付：被用者—基礎年金（定額）＋付加年金（報酬比例）
自営業者—基礎年金（定額）
- 年数要件：男子 11 年、女子 9 年 9 か月（44 年満額の 4 分の 1）

【パート労働者に対する適用】

週 72 ポンド [13,270 円] 未満の被用者（と年収 3,955 ポンド [729,030 円] 未満の自営業者）は強制加入が免除

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

○配偶者年金

夫が老齢年金の受給資格を有し、受給年齢（65 歳）に達している場合、受給年齢（60 歳、2020 年までに段階的に 65 歳まで引上げ予定）達した妻には、夫の生存中は夫の基礎年金の 60%が、夫の死後は夫の基礎年金と付加年金の 100%（2002 年より付加年金については 50%）が配偶者給付として支給

※これらの給付は妻のみ受給可能であり、夫は受給不可

- ・ 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金を受給している場合には、
 - ① 基礎年金については、満額までは併給可能。
 - ② 報酬比例年金については、最高限度額（保険料徴収上限に応じて保険料を支払った場合の受給額）を超えない限り合計額を受給可能。
- ・ 配偶者年金には所得制限はない。
- ・ 妻が受給年齢に達していない場合には、配偶者加給金（基礎年金の 60%相当額）が支給されるが、これは、妻に週 53.05 ポンド [9,780 円] 以上の収入がある場合には支給されない。

【遺族年金制度】（2001年から新制度がスタート）

《子を養育する配偶者に対する年金》

○養育者手当

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、児童手当受給対象となる児童（16歳未満又は16～18歳の学生）を養育している者、又は、亡くなった被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週72.50ポンド〔13,360円〕の基礎年金が支給

※子1人につき11.35ポンド〔2,090円〕の加算が行われる

※付加年金は、死亡者の付加年金額（2002年からは半額）が支給

- ・ 所得制限はない。
- ・ 子が児童手当対象年齢でなくなった時点で支給が停止。
- ・ 亡くなった被保険者と離婚していた場合、再婚（事実上の夫婦である場合も含む）している場合には支給されない。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○遺族手当

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週72.50ポンド〔13,360円〕（55歳未満の場合、55歳を1年下回るごとに7%減額）の基礎年金が支給

※付加年金の支給は、改正により廃止された。

○遺族一時金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしており、死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド〔368,660円〕が支給

- ・ いずれも所得制限はない。
- ・ 60歳に達した時点で、亡くなった被保険者の保険料納付に基づく配偶者年金を受給できる（この場合も、自らの保険料納付に基づく老齢年金を受給できる場合には、同様に調整される。）。

【育児期間等についての取扱い】

○家庭責任のための保全措置（Home Responsibilities Protection）

傷病、障害者や子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がないものに認められる措置で、該当する期間（育児については16歳未満）については、基礎年金の額の算定にあたって、加入すべき年数から控除（控除後の期間の下限は、有資格年の2分の1（又は20年））され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能となる。

Ⅲ ドイツ（2000年）

- 加入対象：月収 630 マルク [39,090 円] 以上又は週 15 時間以上の被用者、特定の業種（医師、弁護士、手工業者等）の自営業者は法定年金制度又は各職能団体における制度に強制加入
低収入かつ短時間労働の被用者、強制適用対象外の自営業者、無職者は任意加入可
- 保険料：報酬比例 19.3%（被用者は労使折半）
- 年金給付：報酬比例
〈個人報酬点数〉 × 〈年金種別計数〉 × 〈年金現在価値〉
- 年数要件：5 年間

【パート労働者に対する適用】

月収 630 マルク [39,090 円] 未満かつ週の労働時間が 15 時間未満である場合は任意加入。（加入しない場合でも、事業主に対して、年間 2 か月又は 50 日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の 12 %に相当する保険料が賦課される。）

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

【遺族年金制度】

《子を養育する配偶者に対する年金》

○大寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、以下の要件を満たす再婚していない寡婦（夫）に、年金種別計数 0.6（当初 3 か月のみ 1.0）の大寡婦（夫）年金が支給

- ① 18 歳以下の寡婦（夫）の子、被保険者の子を養育する場合
- ② 45 歳に達した場合
- ③ 就労不能又は稼得不能な場合

・ 月額 1,282.51 マルク [79,580 円]（子 1 人に対して 272.05 マルク [16,880 円] を加算）以上の所得がある場合には、この額を超える所得の 40%に相当する額が年金から減額。

・ 生前に離婚した配偶者が死亡した場合、大寡婦（夫）年金は支給されないが、配偶者自身が保険料納付要件を満たし、再婚していないときは、養育年金が支給（自らの保険料納付に対応する給付として。）。

《子を養育しない配偶者に対する年金》

○小寡婦（夫）年金

亡くなった被保険者が一定の加入要件を満たしていた場合、大寡婦（夫）年金の受給資格を満たさない再婚していない寡婦（夫）に、年金種別計数 0.25（当初 3 か月のみ 1.0）の小寡婦（夫）年金を支給

- ・ 所得制限は大寡婦（夫）年金と同様。
- ・ 45 歳到達後は大寡婦（夫）年金が支給（自らの保険料納付に基づく老齢年金とは併給。）。

【育児期間等についての取扱い】

○ 育児期間（子 1 人について出生後の 3 年間）は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。

- ・ 子の両親のどちらか一方（期間の分割は可）について認められる措置。なお、育児をしながら就労した者に対しても、一定の上限額の範囲内で、同額の加算が認められている。

○ さらに、本年成立した改正法によって、子が 10 歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満のものについて、平均賃金の 50%～ 100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。

IV フランス (1999 年)

- 加入対象：被用者、自営業者
無職者は任意加入可
- 保険料：報酬比例 16.45% (被用者 6.65%、事業主 9.8%)
- 年金給付：報酬比例 (年金額の少ない者は最低保障額との差額を保障)
- 年数要件：1 四半期

【パート労働者に対する適用】

通常の労働者と同様に適用

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

- ・ 老齢年金、障害年金を受給できない 65 歳以上の配偶者 (障害を有する場合は 60 歳以上) を扶養している者に対して、被保険者の年金に年額 4,000 フラン [74,000 円] の加給金が加算 (所得制限額が低く、給付額も長期間据え置かれており、いわば経過的な加給として存在)
- ・ 低額の年金しか受けられない者に対しては、最低保障の仕組みがとられているが、これには配偶者の所得を含む所得制限がある。

【遺族年金制度】

○遺族年金

亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳以上の配偶者 (2 年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。亡くなった被保険者と離婚した者も含む。) に、被保険者に対する年金の 54% を支給

- ・ 所得が年間 83,658 フラン [1,547,670 円] を超えない場合に支給。
- ・ 配偶者自身の退職年金を受給している場合には、一定の上限のもとで遺族年金を併給可能。(亡くなった被保険者の年金額と自身の年金額の合計の 52% (あるいは一般制度における退職年金の最高限度額の 73%) を超えないという制限あり。)
- ・ 複数の受給可能な配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて比例配分。

○寡婦（夫）手当

亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳未満の配偶者に、3 年間定額の給付（1 年目は月 3,744 フラン [69,260 円]、2 年目は月 2,065 フラン [38,200 円]、3 年目は月 1,573 フラン [29,100 円]）を支給

- ・ 所得が四半期で 11,790 フラン [218,120 円] 未満の場合に支給。
- ・ 受給者が 50 歳以上の場合には、55 歳まで 3 年目と同額の給付を支給
- ・ 55 歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。

【育児期間についての取扱い】

- 女性の被保険者が、子を 16 歳になるまでの間に少なくとも 9 年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子 1 人につき 2 年間加入期間が加算される。

V スウェーデン（新制度、2000年）

- 加入対象：申告対象となる所得（年間 8,952 クローネ [123,450 円] 以上）を有する者が強制加入
所得のない者は加入できない
- 保険料：老齢年金分 報酬比例 18.5%（労使折半に向けて移行中であり、2000年は暫定的な保険料率 被用者 7.0%、事業主 10.21%が設定。）
- 年金給付：報酬（拠出保険料額）比例（納付保険料の総額に、賦課方式分（16%）はみなし運用益を、積立方式分（2.5%）は実際の運用益を加え、受給開始時点における平均余命をもとに月々の支給額を算出
低所得、無所得であった者には、居住期間に応じた保証年金が支給
- 年数要件：期間の要件はない（保証年金については、25～64歳の期間にスウェーデンに居住期間を有することが必要）

【パート労働者に対する適用】

申告対象となる所得（年間 8,952 クローネ [123,450 円] 以上）を有する者は、強制加入

【被保険者の保険料納付に基づく配偶者に対する年金給付】

特段の措置はとられていない。

- ・ 低所得、無所得であり、自身の年金額が低い、又はない者には、保証年金が支給（この場合、配偶者の所得による制限を受けない。）。

【遺族年金制度】

新制度においては、遺族年金は、老齢年金から独立した一つの制度に再編成されている（別に保険料 1.7%が賦課）。

※ 2003年にさらに改正が予定されている。

○基礎年金

①生活転換年金

死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6か月間、死亡者の年金の90%（居住期間により減額）を支給。

②延長された生活転換年金

①の支給期限後、子が12歳になるまで、①と同額の年金を支給

③特別遺族年金

①の支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認定された場合に、65歳まで、①の1/4～3/4の年金が支給。

※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される児童年金（片親死亡の場合死亡者の年金の25%。18歳まで（学生の場合は20歳まで）支給。）がある。

○報酬比例年金

死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、

①生活転換年金（死亡者の年金の40%）

②延長された生活転換年金（①と同額）

③特別遺族年金（①の1/4～3/4の額）

が支給。

※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される年金（死亡者の年金の30%、子どもが1人増えるごとに20%追加（上限100%）。支給年齢は基礎年金と同じ。）がある。

【育児期間についての取扱い】

○ 育児期間（子が4歳に達するまでの期間）と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている。

育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、

①子の出生年の前年所得

②16歳以上65歳未満の全加入者の平均所得の75%

③現実の所得に基礎額（37,300 クローネ [514,370 円]）を上乗せした額

の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。

※従前の制度では、付加年金（報酬比例年金）の算定に当たって、「15年ルール」（生涯の中で所得の高かった15年間を計算の基礎とする）及び「30年ルール」（30年加入で満額年金受給）により、生涯の中で一定期間所得の低い時期があってもカバー可能な仕組みとなっていたが、新制度では、生涯の保険料納付額が年金額算定の基礎となるため、育児や兵役という社会的に意義ある活動により所得の喪失や減少があった場合の年金額の低下を防止する措置として導入された。

(注)

- ・ 資料中の円表示は、IMF, "International Financial Statistics"による 1999 年平均レート (1 ドル= 113.91 円、1 ポンド= 184.33 円、1 マルク = 62.05 円、1 フラン= 18.50 円、1 クローネ= 13.79 円)。

(参考文献)

- ・ "Social Security Act" (米国社会保障法典)
- ・ "Social Security Regulations" (米国社会保障規則)
- ・ Social Security Administration. "Social Security Handbook" (米国社会保障ハンドブック)
- ・ Social Security Administration. "Social Security Programs throughout the World"
- ・ Tolley's "States Benefit Handbook"
- ・ The Federal Ministry of Labour and Social Affairs. "SOCIAL SECURITY AT A GLANCE"
- ・ BfA. "BfA-IMFORMATION9, Versorgungsausgleich in der Rentenversicherung bei Ehescheidung" (ドイツ連邦職員保険庁：離婚における年金保険の保障調整)
- ・ RFV (The National Social Insurance Board). "Social Insurance in Sweden 1999"
- ・ 社会保障研究所編：「先進諸国の社会保障」1 イギリス、4 ドイツ、5 スウェーデン、6 フランス、7 アメリカ (東京大学出版会)
- ・ 井上誠一：「スウェーデンの年金改革 ―何を参考にすべきか(1)～(5)」(年金実務 No.1402～1406)

(このほか、米国、英国については、政府のホームページを参照した。)

離婚時等の年金の取扱い（年金分割等）

1. 年金分割を実施している国

(1) ドイツの場合

○趣旨

- ・ 資産精算の原理を年金権にも拡大
- ・ 被保険者の生活保障に関する年金制度上の理念

ドイツの場合、離婚は離婚判決によってのみ可能となっており、年金分割は、離婚に関わる様々な事項とともに家庭裁判所において審理され、決定される仕組みとなっている。

○対象

老齢、就労不能、稼得不能の時に支払われる年金。法定年金、官吏恩給制度等が対象。

○分割方法

・ 年金期待権の分割

夫婦各自が婚姻期間中に取得した年金期待権（年金ポイント）の差額の半分を夫婦一方に与える。又は分割義務者が保険者へ負担金を支払い、権利者の年金期待権を創設。（裁判所が分割を決定）

※ 結果として、元配偶者から独立した年金権を得る。

例	A (分割債務者)	B (権利者)
婚姻期間に対する年金期待権	200マルク	100マルク

価値の差である100マルクの半分の50マルクを分割により調整（ポイントに換算してAからBにポイントを移す。）

・ 債権的な年金分割

公法上の均等分割が出来ない場合等に、年金期待権そのものを分割するのではなく、価値の差の半分に当たる年金額を現金で分割義務者から権利者へ支払うという債権債務を確認する形での分割。（裁判所が確認）

※ この場合は、元配偶者から独立した年金権は得られない。

・ 当事者の取り決めによる年金分割

夫婦の間で合意した取り決め内容を裁判所が許可する形で行う分割。

※ この場合も、元配偶者から独立した年金権は得られない。

○その他

本年成立した改正法において、婚姻中の夫婦についても年金分割（この場合、年金権の分割は義務ではない）が可能とされた（詳細は不明）。

(2) イギリスの場合

○趣旨

離婚夫婦同士の資産整理をより整理しやすくするため。

○対象

付加年金。

基礎老齢年金は、年金分割の対象とはなっていないが、離婚した場合でも再婚していなければ、元の配偶者の保険料納付記録に基づく基礎年金を受給できる。

○分割方法

分割は任意で申請できる選択肢の一つ。裁判所の命令または当事者間で申告した比率に基づいて分割。

(3) カナダの場合

○趣旨

所得比例年金に加入できない専業主婦の保護。夫婦の一方の年金権は、もう一方の貢献があったからという考え方。

○対象

所得比例年金。

○分割方法

1年以上婚姻している夫婦が離婚の届け出をした場合、自動的に婚姻期間の中に獲得した年金権が等分に分割される。

(事実婚も婚姻とみなされるが、その場合年金分割の申請が必要。)

○その他

婚姻関係が継続していても、夫婦両方が退職年齢(60歳以上)に達していれば年金権を等分できる。

II. 年金分割以外の措置

(1) アメリカ

年金分割の仕組みはないが、婚姻期間が10年以上の場合、離婚した場合でも元配偶者の保険料納付記録に基づく配偶者年金(被保険者本人の基本年金額の50%)が支給される。

(2) スウェーデン

賦課方式による年金について分割の仕組みはないが、積立方式による年金(新制度)については、夫婦ともに1938年以降生まれの場合、夫婦共同の申請に基づき、夫婦間で年金権を移転できる。(離婚とは無関係の措置)

参考文献

山本巳代子：「西ドイツにおける離婚配偶者の老後の生活保障に関する一考察」、
「西ドイツにおける女性の年金」

宮井忠夫：「西ドイツ家族法の改正について」

BfA（ドイツ連邦職員年金庁）：“BfA-INFORMATION9、Versorgungsausgleich in
der Rentenversicherung bei Ehescheidung”（離婚における年金保険の保障調整）

東京大学出版会：「先進諸国の社会保障3カナダ」

米国社会保障庁：“Social Security Programs throughout the World”

カナダ人材開発省ホームページ

イギリス社会保障省：“Aguide to Retirement Pension”、“Pensions for Women
for your Guide”

Tolley's：“State Benefits Guide”

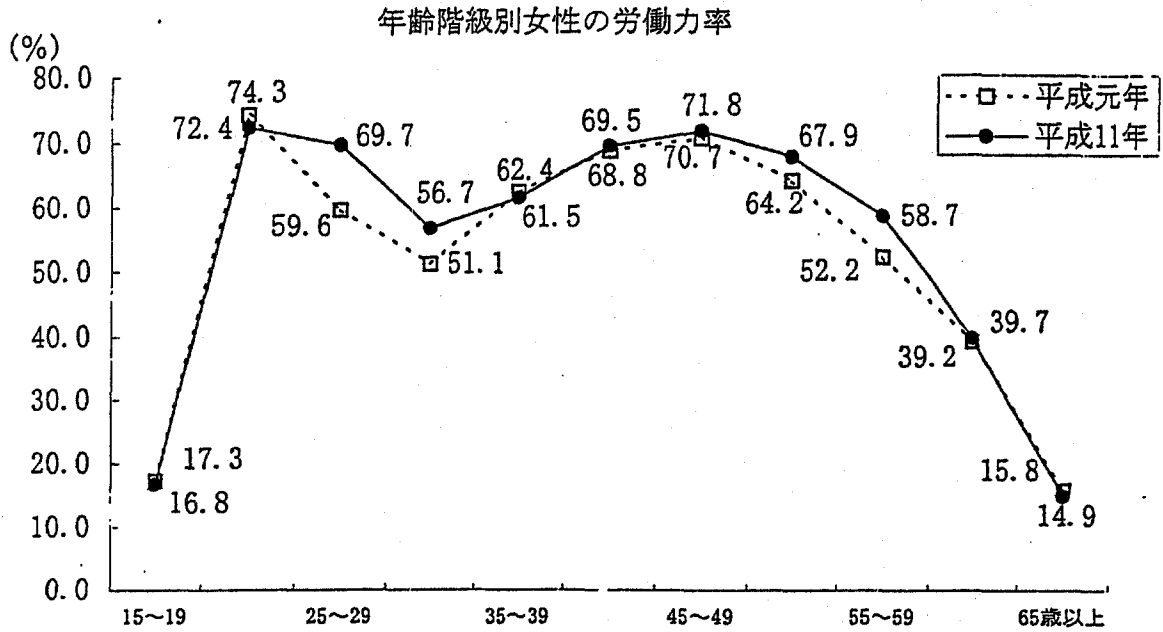
Green Paper：“The Treatment of Retirement Pension rights on Divorce”

など

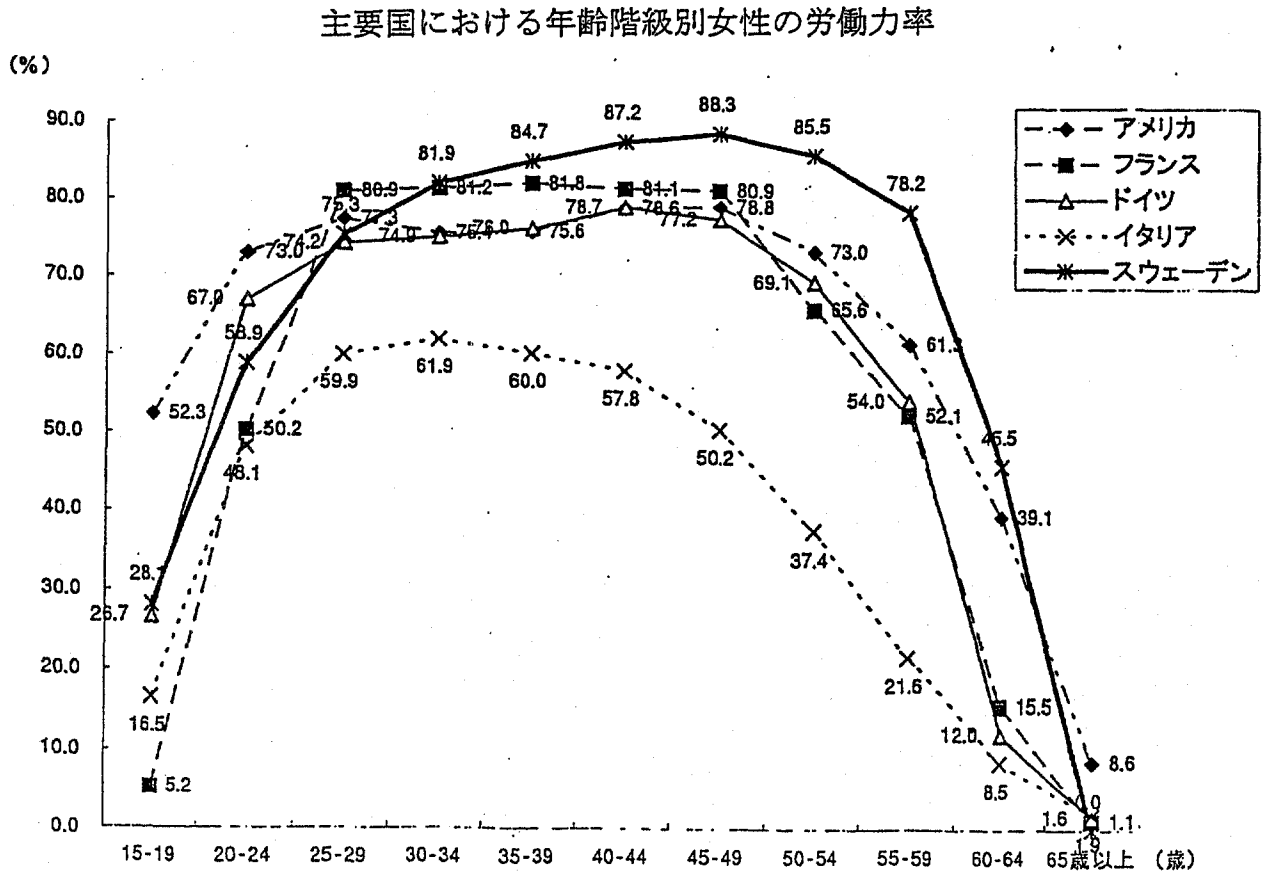
参 考

女性の労働力人口及び労働力率

女性の労働力人口 2,755万人 (平成11年) (男性 4,024万人)
 女性の労働力率 49.6% (平成11年) (男性 76.9%)



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」 (歳)



資料出所：ILO [Year Book of Labour Statistics 1999]

(注) アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15-19歳」の欄は「16-19歳」として取り扱っている。

「女性と年金検討会」今後の日程（案）

- 平成13年 9月 3日（月） 14:00～16:00
- 平成13年 9月25日（月） 16:00～18:00
- 平成13年10月 3日（水） 14:00～16:00
- 平成13年10月30日（火） 10:00～12:00
- 平成13年11月 9日（金） 14:00～16:00
- 平成13年11月16日（金） 14:00～16:00
- 平成13年11月29日（木） 10:00～12:00

※ 場所等については、現在調整中。